

美浜町保育システム運用業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

美浜町保育システム運用業務

(2) 業務内容

別紙「美浜町保育システム運用業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）参照のこと。

(3) 履行期間

導入期間 契約締結日から令和5年6月30日

運用期間 令和5年7月1日から令和8年6月30日

(4) 予算概要

7,336,560円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、この金額は提案内容策定の目安のために業務の規模を示すものであり、契約時の予定価格ではない。

（年度別の見積限度額）

令和5年度 2,495,460円

令和6年度 2,151,600円

令和7年度 2,151,600円

令和8年度 537,900円

2 プロポーザル方式の実施理由

本業務の目的は、保育所を利用する保護者の利便性の向上や負担軽減を図るとともに、保育士の事務の負担軽減や効率化することにより、質の高い保育サービスの提供するために導入するものである。そのため、標記業務をより効果的、効率的に遂行するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価・選定することができる公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定する。

3 募集要領

(1) 参加資格条件

- ① 美浜町入札参加資格者名簿に登録していること。
- ② 愛知県内の自治体において、同種業務を受託した実績があること。
- ③ 参加申込書の提出期限から受注予定者の選定まで日において、次に掲げる条件のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者。
 - イ 「美浜町指名停止措置要領」による指名停止を受けている者。
 - ウ 「美浜町が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に定める除外措置要件に該当している者。

(2) 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり参加申請を行うこと。

- ① 公募型プロポーザル参加申請書（様式第1）
- ② 会社概要（参考様式第1）※任意様式可
- ③ 業務実績（参考様式第2）※任意様式可 過去3年間の実績を記入

(3) 提出方法

郵送または持参

(4) 提出先

〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

美浜町役場 厚生部 健康・子育て課

電 話 0569-82-1111（内線 222、262） FAX 0569-82-1321

メール kenko@town.aichi-mihama.lg.jp

(5) 提出期限

令和5年2月21日（火） 午後5時（必着）

4 提案書作成要領

公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第2）にて参加資格を有することを認める旨の参加資格審査結果を受けた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

（1）提出書類

① 企画提案書

企画提案書はA4版（A3折込可）とし、専門用語はできるだけ避け、標準的な用語を用いて要点を簡潔にまとめること。ページ数については特に定めないが、ページ番号を記載すること。なお、表紙と目次はページに含めないため、ページ番号は不要とする。両面印刷は可、刷色は任意とする。

② 要件定義書

③ 見積書および内訳書

また、基本仕様書に記載してある事項で不可能な項目がある場合は、その旨を記載するとともに代替案を詳細に記載すること。

（2）提出部数

10部

（3）提出方法

郵送または持参

（4）提出先

〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

美浜町役場 厚生部 健康・子育て課

電話 0569-82-1111（内線 222、262）

メール kenko@town.aichi-mihama.lg.jp

（5）提出期限

令和5年3月7日（火） 午後5時（必着）

（6）質問の方法等

① 質問の方法

「質問・回答用紙」（様式第3）を利用し、電子メールのみで行うこと。

送付先 E-mail : kenko@town.aichi-mihama.lg.jp

② 受付期限

令和5年2月7日（火）から令和5年2月28日（火） 午後5時まで

③ 回答期限

令和5年2月8日（水）から令和5年3月3日（金） 午後5時までに電子メールで行う。

5 審査要領

(1) 審査方法

本プロポーザルにおける審査を行うために美浜町保育システム運用業務プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という）を設置して、本実施要領で定めた審査項目及び審査基準により、提出された企画提案書の内容について審査及び評価を行い、その結果に基づいて最高得点者を本業務の契約候補者として選定する。

(2) 事業の全体スケジュール

内容	日程
プロポーザル実施の公告（募集開始）	令和5年2月7日（火）
参加申請書受付期間	令和5年2月7日（火）から 令和5年2月21日（火）まで
質問受付期間	令和5年2月7日（火）から 令和5年2月28日（火）まで
質問回答期間	令和5年2月8日（水）から 令和5年3月3日（金）まで
参加資格審査結果の通知	令和5年2月24日（金）予定
企画提案書等受付期間	令和5年2月24日（金）から 令和5年3月7日（火）まで
プレゼンテーション	令和5年3月13日（月）
選定結果の通知	令和5年3月中旬予定
契約締結	令和5年4月

(3) 審査項目

事業者が提出した提案書の審査及びプレゼンテーション審査により決定する。実施に際しての配点及び評価基準は次のとおりとする。

プレゼンテーション時間は質疑応答も含めて40分（プレゼンテーション30分、質疑応答10分）とする。なお、プレゼンテーションの順番については提案書等の提出順とする。出席者は1提案につき3名以内とする。パソコンやモニター等を利用する場合はあらかじめ「8 担当課・連絡先」に申し出ること。

評価項目	評価の観点	配点
提案書	(a) 本業務の基本的な考え方について	10点
	(b) 本業務の提案内容について	60点

	いて <ul style="list-style-type: none"> ・システムの利便性 ・機能の特徴等 ・導入支援 ・運用 ・セキュリティ対策 	機能要件調査票の重点要望する機能を満たすか 利用者 に 配慮した操作性や操作方法の習得の容易性 マニュアルや操作説明会など導入時の支援体制 導入後の問い合わせ等の支援体制 システム障害発生時等のサポート体制 情報セキュリティ対策や個人情報に係る対策	
プレゼンテーション		プレゼンテーションのわかりやすさ 本業務に対する熱意 質疑応答の的確性	10 点
会社概要		同種業務及び関連業務の実績	10 点
見積書および内訳書		見積り金額の多寡 見積金額が適正であるか ※なお、著しく低廉と認められる場合は減点する可能性がある。	10 点

(4) 審査基準

美浜町保育システム運用業務プロポーザル審査基準【非公表】のとおり

(5) 審査結果の通知

提案のあった全ての事業者に対し、書面にて審査結果を通知する。

(6) 受注者とならなかった理由の説明

受注者とならなかった提案者は、その理由について上記(5)の通知日の翌日から起算して7日以内に文書により説明を求めることができる。

6 契約等

最も優れた提案を行った事業者の提案を採用することとし、採用事業者に見積徴収を行った後、その見積金額により契約を締結する。

また、採用事業者の決定後、契約の対象となる業務の仕様は、提案書に記載された内容及びプレゼンテーション内容等に基づくものではあるが、必要事項は別に協議を行うものとする。

7 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書は本プロポーザルにおける選定のみを使用するものとし、提案者に無断での利用はしない。なお、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製、保存等を行う可能性が

ある。

- (3) 本要領に示した書類のほかに、記載内容を証明するために必要と認められる書類の提出を求めることがある。
- (4) 本プロポーザルの企画提案書等の作成のために当町から受領した資料及び知り得た情報等は、公表又は使用してはならない。
- (5) 提出された企画提案書等は、美浜町情報公開条例（平成 18 年美浜町条例第 31 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公表する場合がある。

8 担当課・連絡先

美浜町役場厚生部健康・子育て課

〒470-2492 知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

T E L 0569-82-1111(内線 222、262)

F A X 0569-82-1321

E-mail kenko@town.aichi-mihama.lg.jp